

CONTENTS

●特集

改正食品衛生法に基づく、政省令の改正について
(HACCPに沿った衛生管理制度、器具容器包装
ポジティブリスト制度関係)

●窓

第45回 一般社団法人日本食肉加工協会
理事 菊地 令氏 「人生如水淡々」

●業界をめぐる動き

- ・食肉製品のHACCPシステムに基づく衛生管理講習会 修了者は2,365名に
- ・NSK会第39回通常総会及び第79例会の開催について
- ・支部だより～北越支部だより～
- ・食肉科研(KAKEN)コラム #49

●ひろば

第43回 株式会社コシヅカハム



特集をちよっと読み



SPECIAL
EDITION

特集

改正食品衛生法に基づく、政省令の改正について

(HACCPに沿った衛生管理制度、器具容器包装ポジティブリスト制度関係)

道野 英司 前厚生労働省 食品監視安全課長 (現農林水産省 大臣官房審議官)

平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)は、表1のとおり公布後1年以内、2年以内、3年以内の3段階で施行されます。各施行の段階で改正が必要となる主な下位法令(政令及び省令)は表2のとおりとなります。

既に第1段階(公布後1年以内に施行)の広域食中毒対策については本年(平成31年)4月1日に施行済みですので、本稿では7月中旬時点で策定作業が進展している第2段階の令和2年6月施行のHACCPに沿った衛生管理の制度化、器具・容器包装の材質のポジティブリスト制度の導入に関

する食品衛生法施行令の改正案(表2の◎)について述べるとともに、食品衛生法施行規則の規定項目についても触れていきたいと思います。

1. HACCPに沿った衛生管理の制度化関係

(1) 制度の概要

改正食品衛生法に基づき、HACCPに沿った衛生管理が制度化されます。制度の内容は、営業者が一般衛生管理に加えて、国際基準に整合する「HACCPに基づく衛生管理」を衛生管

続きは定期購読で!

定期購読のお問い合わせ

一般社団法人日本食肉加工協会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 総務部

TEL: 03-3444-1211 FAX: 03-3441-8287 E-mail: ask@hamukumi.or.jp